代理受領にかかる委任状

【利用者氏名】が【事業所名】より提供される移動支援事業（日中一時支援事業）について、当該提供に対して岡崎市から支給される給付費の請求及び受領の権限を下記受任者に委任します。

平成○○年×月△日

委任者（利用者・児童の場合は保護者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

受任者（サービス提供事業者）

事業所所在地

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

記 載 例

代理受領にかかる委任状

岡崎太郎が移動支援事業所　おかざきより提供される移動支援事業について、当該提供に対して岡崎市から支給される給付費の請求及び受領の権限を下記受任者に委任します。

平成29年４月１日

委任者（利用者・児童の場合は保護者）

住所　岡崎市十王町二丁目９番地

氏名　岡崎　太郎　　　　　　　　　　　印

受任者（サービス提供事業者）

事業所所在地　岡崎市朝日町三丁目２番地

事業所名　　　移動支援事業所　おかざき

代表者名　　　所長　岡崎　花子　　　　印

委任状について

給付費は本来、サービス利用費用を全額事業所に支払ったあとで、市役所にて手続きをして受け取るものです。（これを償還払いといいます。）

国の制度に基づくサービス（ヘルパー、ショートステイ等）は法律で事業所の代理受領が定められているため、自己負担分のみ事業所で支払えば良いのですが、移動支援および日中一時支援は市町村の制度に基づくサービスであるため、代理受領をするために委任状が必要となります。

例）ひと月のサービス利用で５万円かかる場合（４％自己負担の場合）

＊負担割が0％の方でも委任状の提出がない場合は、

一旦全額を事業所に支払う必要があります。

審査後、48,000円を

市から事業者へ振込み

事業者が、残りの48,000円

について市役所で請求手続き

利用者が、５万円の

領収書を持って

市役所で手続き

審査後、５万円から

自己負担2,000円を引いた48,000円を市から利用者へ

振込み

利用者が事業者に

2,000円を支払う

（2,000円→５万円の４％）

委任状がある場合

利用者が事業者に

５万円支払う

委任状がない場合